# 平成 30 年度第 2 回広島市景観審議会 会議要旨

- **1** 開催日時 平成 30 年 (2018 年) 11 月 22 日 (木) 14 時 00 分~15 時 45 分
- 2 開催場所 市役所議会棟 4階第3委員会室
- 3 出席者
  - (1) 出席委員(12名)

杉本 俊多、森保 洋之、藤井 堅、三浦 浩之、吉田 幸弘、渡邉 一成、正本 大、 児玉 紀子、折橋 洋介、内田 賢司、坂本 廣明、西村 不可止

(2) 欠席委員(2名)

髙田 由美、中川 圭子

- 4 議題
  - (1) 会長及び副会長の選任について
  - (2) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について

ア 市民意見募集の結果等について (報告)

イ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について(答申(案))

- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 **傍聴者** 一般傍聴者 0名 報道関係傍聴者 7社
- 7 会議資料

議事(2)ア 関係

- 資料1-1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について(答申(素案))に 対する市民意見募集結果及び市民意見への対応について
- 資料1-1 (別紙) 市民意見要旨と意見に対する考え方

資料1-2 関係権利者及び関係団体へのヒアリング結果

議事(2)イ 関係

資料2 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について(答申(案)) ~南北軸線上の眺望景観を中心としたあり方について~

## 8 発言の要旨

【委員の紹介】

【審議会成立の報告】

【議事の説明】

【議事(1)会長及び副会長の選任について】

会長に杉本委員、副会長に森保委員が選任された。

# 【議事(2)原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について ア 市民意見募集の 結果等について (報告)】

#### 杉本会長

平成29年3月に原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について市長から諮問を受け、当審議会に設置した眺望景観検討部会において、四回にわたり検討を行った。8月に開催した前回の審議会では、森保部会長から部会で取りまとめた答申素案を報告いただき、この答申素案をもって市民意見を募集した。本日は、事務局から市民意見募集の結果についての報告を受け、答申の取りまとめを行いたい。

#### 事務局(都市デザイン担当課長)

(議事(2)アについて、資料1-1、1-1 (別紙)、1-2により説明)

## 杉本会長

審議会や部会で意見交換を積み重ねており、答申案で市民意見の基本的内容は吸収できているという認識だ。市民意見は様々な貴重な御意見があったが、これまで議論してきた枠組みに影響するものはないと感じた。

## 折橋委員

事務局に確認だが、資料1-1 (別紙) の「市民意見要旨と意見に対する考え方」は、答申を取りまとめるに当たっての参考情報という位置付けでよいか。

## 事務局(都市デザイン担当課長)

そのように考えていただければと思う。

## 正本委員

資料1-2の関係団体ヒアリングで、南北軸線上の眺望景観について、原爆ドームの背景の 山に大きな人工物ができると景観上よくないという意見がある。これは他都市での事例を想定 した意見だと思う。周りに高層の建物がない場合でも影響を受けるので、今回の答申にこの意 見内容を反映してはどうかと感じた。

## 事務局(都市デザイン担当課長)

奥行きをどの辺りまで今後のルールの対象とするかは、あり方の次の段階、具体的な規制内容を検討する際のテーマと考えている。

## 三浦委員

資料1-1市民意見の18番について、「市内中心部の発展を妨げる」という文言があり、意見に対する本市の考え方でも、「市内中心部における発展を過度に制約しないようにする」とあるが、ここでイメージしている「発展」とは何かというのが少し気になった。構造物を建てることがイコール発展というふうに部分的に読み取ってしまっているように思える。市の回答も、逆に言うとそこに何も建てないのは発展を制約しているという趣旨にもなっている。中心部における発展という言葉については、もう少し注意が必要ではないかと思う。何をもって発展と考えるか、何か考え方はあるのか。

#### 事務局(都市デザイン担当課長)

意見を出された方がどういうことを具体的に考えて「発展」としたかも示されていないが、 一般的には、やはり高度利用、高層化などをイメージしての御意見かと理解している。

#### 三浦委員

背景に何もつくらないことも広島市としての都市の発展だという考えもある。都市のあるべき姿を追求して、その先に今回のような方向性が見えたのであれば、それは発展と捉えることもできると思う。そのため、市の回答に、「発展の制約」と書くのは少し発展を限定的に捉えているのかなと思った。

#### 杉本会長

発展が、経済発展なのか、にぎわい的な発展なのか、平和都市としての発展なのかなど、誤解がないようにした方が良いと思う。

#### 事務局(都市デザイン担当課長)

意見の趣旨やその受け止め方について補足したい。

#### 藤井委員

資料1-2の関係団体ヒアリングで、「公園周辺にはにぎわいは必要ない」という意見があるが、ここでの「にぎわい」とは、どういう内容を意図した意見だったのか。

#### 事務局(都市デザイン担当課長)

高い建物を建てるという意味のにぎわいではなく、大騒ぎするようなにぎわいは要らないという趣旨であった。

## 藤井委員

現在、あの場所でコンサートを開くようなことはほとんどないので、あまり影響はないように思うが、例えば、人が集まる観光地としてのにぎわいというイメージを狙うのなら、にぎわいは必要かもしれない。その辺の位置付けは少し議論したほうがよいと思う。

## 事務局(都市デザイン担当課長)

にぎわいに関する御意見は、「その他の眺望景観」についてのものなので、今後、その他の眺望景観について検討する際にはそのような御意見もあることを念頭に置いて進めていきたい。

## 森保副会長

市民意見に対する市の考え方の位置付けだが、これは、事務局の考え方を参考として、市民意見に対する考え方を当審議会で検討し、その検討結果を踏まえ市の考え方として公表するということか。

## 事務局(都市デザイン担当課長)

基本的にそうした考えで整理をしている。

## 森保副会長

その上で、取りまとめ方法について提案だが、審議会で出た意見を踏まえ市の考え方をどのようにするか会長と事務局で相談いただき、それを報告していただくということでどうか。

## 杉本会長

御意見は細かな表現に関するものなので、今の御提案のとおり会長に任せていただくという 形でもよいか。

(異議なし。)

## 杉本会長

では、そのようにさせていただきたい。

# 【議事(2) イ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について(答申(案))について】

## 事務局(都市デザイン担当課長)

(議事(2)イについて、資料2により説明)

## 折橋委員

24 ページの景観審議会委員名簿だが、審議会規則等では、委員は 15 人以内とあるが、委員改選の関係もあり、委員名簿に 16 名記載されているので、記載を工夫してはどうか。

## 事務局(都市デザイン担当課長)

補足説明の追記等を検討する。

#### 渡邉委員

答申案 21 ページの (1) のイの三つ目、「高さを制限する範囲より北側のエリアについては、 形態や色彩による基準を設けることなど、別途検討を深めることを求める」とあるが、図 4 で 示す高さを制限する範囲とは、図にある赤い点線より右側の範囲という理解でよいか。

## 事務局(都市デザイン担当課長)

そのとおりである。

## 森保副会長

前回の景観審議会で部会から示した答申素案では、10ページのタイトルを「南北軸線上のビスタ景観の景観シミュレーション」としていたが、「ビスタ景観」の表現は不要と考え、事務局と相談し、「南北軸線上の景観シミュレーション」と修正した。

## 三浦委員

23ページの諮問理由や1ページの趣旨に「平和都市広島」という言葉があるが、広島の都市

としての目指す姿を表した言葉である「国際平和文化都市」と表記しなくてもよいのか。

## 事務局(都市デザイン担当課長)

諮問理由は既に発出している文書なのでこのままとしたい。答申案の1ページの文言については検討する。

## 三浦委員

先ほど私から質問した「発展」という言葉にも関連するが、何を広島として目指していくかが、市の総合計画にある「国際平和文化都市」というキーワードを出すことによって見えやすくなるし、景観もそれを踏まえて作っていくんだと市民に納得されやすいのではないか。

## 事務局(都市デザイン担当課長)

都市像を表す語句については会長とも相談して決めたいと思うがよろしいか。

## 杉本会長

答申全体の整合性などと関わってくるもしれないので、会長預かりとさせていただく。

## 折橋委員

21 ページのまとめのところで、少し法的な話があるので、確認と補足をしたい。 行政の施策誘導には、法律や条例などハードなものから、行政指導や勧告などソフトなもの まで、さまざまな手法がある。

(1)のイ「目指すべき姿を実現するための取組」の「高さ制限は、これが遵守されるよう、 強制力を持った法的位置付けを付与するようにすべきである」という表現は、法学、行政法の 立場からは条例を想定する。一方、まとめの上には、「景観誘導の枠組みの構築を進められたい」 とかなりソフトな表現となっている。この関係をどう見るかが気になった。

例えば「これが重視されるよう、景観誘導の枠組みを積極的に構築すべきである」と少しソフトな表現も考えられる。あるいは、「強制力を持った法的位置付けを付与するようにすべきである」は目的として掲げ、ソフトな手法等の余地もある意図だということを審議会として確認しておき、この文言のままとすることもあり得る。

審議会としてのスタンスを確認しておきたい。

#### 事務局(都市デザイン担当課長)

この文言は、現行の要綱ではない形への移行という意味で受けとめている。具体的な制度手法を選択していく上では、条例以外で法的な位置付けのある手法も幾つか考えられ、条例に絞り込んでいるという意図はない。

法的位置付けのある方法として、代表的には条例、都市計画、景観法に基づく景観計画によるものの、おおむね三つが想定されると考えられる。現在の文言で、この三つの手法を包含していると整理できればと思う。

#### 折橋委員

その点がこの審議会で確認できていればよいと思う。こういった議論がされているということが重要かと思う。色々なチャンネルを選ぶ可能性もあり、一方で、一番目指すべきはなるべく強いものがよいかもしれないということである。

#### 藤井委員

確認だが、「進められたい」という文言と、「すべきである」という文言の違いの解釈について説明をお願いしたい。

#### 折橋委員

私の理解では、(1)のイの「目指すべき姿を実現するための取組」としては、「強制力を持った法的位置付けを付与するようにすべきである」というところまで一応踏み込んではいるが、全体としてはオブラートに包む形で「進められたい」となっている。「進められたい」というスタンスで、答申を市長に返すが、内容は、一歩進んで「すべきである」という趣旨を含んでい

るということかと思う。

# 藤井委員

分かった。

## 吉田委員

答申案 21 ページの図 1 の目指すべき姿の写真だが、右側に映っている赤いカラーコーンは消したほうがよいのではないか。理想の姿なので、こういうことにも配慮すべきかと思う。

## 事務局(都市デザイン担当課長)

御指摘のとおり修正する。

## 西村委員

視点の高さについて、例えば、子供の目線と、大人の目線ではだいぶ違うので、地上から何メートルを想定したとか追記してはどうか。

## 事務局(都市デザイン担当課長)

視点の高さは標準的な体格の方の目の高さを想定しており、答申案中の写真は全て1メートル50センチから撮影した写真を使用している。視点の高さについては、答申案の5ページなど各資料に記載している。

## 児玉委員

市民意見には、復興と発展の対比や、発展とにぎわいなどの表現があったが、対比やにぎわいは切り離して、別の段階でそれは議論していくということで、今回のあり方における平和記念資料館下からの眺望の位置付けは祈りの場所として進めていくという考え方でよいか。

## 杉本会長

祈りの場とにぎわいを単純に対立するものとしてとらえているわけではないが、ここでは祈りの場というのがわかりやすく明快でよいと思う。景観のテクニックなどについては、今後、議論を続ける。

#### 杉本会長

意見も出そろったので、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について(答申(案))」は、事務局から御説明があった資料2の内容を、当審議会の答申とし、会長名で市長に提出する。なお、一部、会長一任の箇所があったので、その点は会長と事務局で調整を行った上で市長に提出する。

本日の審議は以上だが、今後の流れについて事務局から御説明をお願いしたい。

#### 事務局(都市デザイン担当課長)

今後は、答申をいただき、答申内容を基に、市としてのあり方の策定作業を進めたい。市としてのあり方を策定・公表した後に、あり方を踏まえて、景観誘導の枠組みの検討作業に入りたい。検討に当たっては、改めてその内容を審議会に諮問させていただき、その際には、眺望景観検討部会において、調査・検討をお願いしたいと考えている。

#### 杉本会長

事務局発言のとおり、あり方の検討と同様に、眺望景観検討部会において、調査・検討作業 を行っていきたいと考えるがよろしいか。

# 森保副会長

そのことに異論はない。

南北軸線上については基本的な目指すべき姿を提示した。目指すべき姿は、今後の検討における共通理解として活用されるものである。常にそれと対比することで、審議がしやすくなったと理解している。また、これからの検討内容はたくさんあることが本日の審議会で示されたと思う。

# 杉本会長

その他に事務局から何かあるか。

# 事務局(都市デザイン担当課長)

諮問の手続は、スケジュールなどの都合により書面による対応に代えさせていただきたい。 また、景観審議会の専門部会である眺望景観検討部会と車体AD専門部会に属する委員については、景観審議会規則により、会長が指名することとなっており、後日、再任を基本線に、臨時委員の選任も含め、会長の指名により選任させていただきたい。 (閉会)